

私的録画補償金非会員分配規程

社団法人 私的録画補償金管理協会

平成12年3月30日 制定(第4回理事会承認)

平成17年12月2日 一部改定(第22回理事会承認)

平成20年12月5日 一部改定(第32回理事会承認)

(目的)

第1条 この規程は、本会が私的録画補償金分配規程(以下「規程」という。)に基づき規程第2条第1項第1号に定める権利者に分配する私的録画補償金(以下「補償金」という。)のうち、同条第2項第1号に定める権利者団体(以下「権利者団体」という。)に属さない権利者(以下「非会員」という。)に対する分配方法を定めることを目的とする。

(分配対象の権利者)

第2条 分配の対象となる権利者は非会員とし、次の各号に区分する。

- (1) 条約上保護義務を負う外国の映画の著作物について著作権法(以下「法」という。)第21条に定める権利を有する映画製作者
- (2) 映画の著作物において部分的に複製された美術、写真その他の著作物について法第21条に定める権利を有する者
- (3) その他上記(1)および(2)のいずれにも属さない著作物について法第21条に定める権利を有する者

(分配対象の著作物)

第3条 分配の対象となる著作物については、前条第1号および第2号に定める映画の著作物が分配対象補償金の期間においてテレビ放送またはテレビ有線放送(テレビ放送の再送信を除く。)された放送番組とし、前条第3号に定める著作物は分配対象補償金の期間に放送以外の手段によって公衆に提供された著作物とし、いずれの著作物についても録画禁止の放送番組を除くものとする。

(非会員分配基金)

第4条 非会員分配基金は、規程第7条に定める分配期に本会が受領した補償金総額(消費税を含む。)から、還付引当基金、管理手数料および共通目的基金を控除した後の額の5%とする。

(分配確定期・分配期間・分配対象補償金)

第5条 非会員へ分配される補償金の分配確定期および分配期間、ならびに分配対象補償金は、次の表のとおりとする。

分配確定期	分配期間	分配対象補償金
4月	5月1日から7月末日	前年度上半期分(前年4月1日から前年9月末日)として、当年3月に本会が受領した私的録画補償金
10月	11月1日から翌年1月末日	前年度下半期分(前年10月1日から当年3月末日)として、当年9月に本会が受領した私的録画補償金

(申請書・著作物資料の提出)

第6条 非会員は、前条に定める各分配確定期の前月末日までに、本会が別に定める書式による申請書に、第2条および第3条に定める分配対象の権利者および著作物を証明する著作物資料を添付して、本会に提出するものとする。ただし、特別の理由が認められ、本会がやむを得ないと判断した場合は、この限りでない。

2. 非会員への補償金分配対象の権利者および著作物は、提出された著作物資料に基づき、当該分配確定期末までに第2条および第3条の定めにより、本会が分配対象資格の有無を判断し確定する。
3. 非会員から著作物資料がないなどの理由により、前項に定める分配対象資格の有無について確定できないときには、当該補償金を分配しない。

(代理人による申請・受領)

第7条 前条に定める申請書および著作物資料の提出または補償金の受領は、本会が必要と認める場合、適法な代理人がこれを行うことができる。

(分配補償金額の算定)

第8条 非会員へ分配する補償金(消費税を含む。)の額は、提出された申請書および著作物資料に基づき算定する。

2. 第2条第1号に定める著作物としての放送番組の補償金額は、別に定める国内の非会員映像製作者に対する放送番組の補償金額の算定方法により算定し分配する分配補償金額(以下「分配補償金額」という。)と同一とする。
3. 第2条第2号に定める著作物(以下「美術等著作物」という。)の補償金額は、その著作物を部分的に複製利用している放送番組の分配補償金額をもとに、放送番組の放送時間数とその著作物の利用時間数との案分比例計算により算定する。
ただし、美術等著作物の紹介・鑑賞・解説等で構成される放送番組に利用される美術等著作物に対する補償金額は、国内非会員映像製作者に対する補償金の基礎値(全国中継1時間当りの補償金額)に比例して算出される当該番組に対する補償基準額の10%とする。
4. 第2条第3号に定める著作物の補償金額の算定は、別途細則で定める。

(補償金の支払い等)

第9条 第6条第2項の定めにより確定した分配対象権利者に係る分配対象著作物に対する補償金は、前条の定めに従い補償金額を算定し、第5条に定める分配期間に非会員分配基金から支払う。

2. 補償金の支払いの際、補償金の分配に係る支払計算書等を交付する。
3. 補償金は、本会事務所における現金による支払いまたは送金の方法により支払う。

(分配期末における分配基金等の取扱)

第10条 各年度末において、第8条の分配補償金の額の計算に際して生ずる1円未満の計算端数金および非会員分配基金に係る普通預金利息を含む非会員分配基金に残金がある場合は、これを規程第4条に定める分配基金に繰り入れ、次期分配期に権利者団体に分配する。

(経理区分)

第11条 この規程に関する経理は、区分経理とする。

(分配結果の報告)

第12条 非会員に対する補償金の分配結果は、各年度の終了後3か月以内に理事会に報告する。

(実務細則)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は、理事会の承認を得て、細則で定める。

(規程の変更)

第14条 この規程を変更する場合は、理事会の承認を得る。

附 則

(実施時期)

1. この規程は、「補償金関係業務の執行に関する規程」の実施の日から実施する。ただし、第5条に定める分配確定期および分配期間の期日は、平成12年4月1日以降とする。
2. この規程の改定は、前項の実施時期に遡って適用する。
3. この規程の第8条第3項の一部改定は、平成20年12月5日から実施する。